

第二十六回国会 参议院 商工委员会 会议录 第二十五号

昭和三十三年四月二十五日(木曜日)午前十時七分開会

委員の異動

本日委員西田隆男君辞任につき、その補欠として武藤常介君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 松澤 兼人君

理事 古池 信三君

西川弥平治君

近藤 信一君

委員

青柳 秀夫君

小幡 治和君

小西 英雄君

白井 勇君

高橋 衛君

武藤 常介君

阿部 竹松君

鳥 清君

相馬 助治君

豊田 雅孝君

水田三喜男君

國務大臣

通商産業大臣

公正取引委

会長委員長

通商産業大臣

公正取引委

会長委員長

通商産業大臣

公正取引委

会長委員長

通商産業大臣

公正取引委

会長委員長

通商産業大臣

公正取引委

会長委員長

通商産業大臣

公正取引委

会長委員長

通商産業大臣

公正取引委

会長委員長

通商産業大臣

公正取引委

会長委員長

通商産業大臣

公正取引委

会長委員長

通商産業大臣

公正取引委

会長委員長

通商産業大臣

公正取引委

会長委員長

通商産業大臣

公正取引委

会長委員長

通商産業大臣

公正取引委

会長委員長

通商産業大臣

公正取引委

会長委員長

通商産業大臣

公正取引委

会長委員長

通商産業大臣

公正取引委

会長委員長

通商産業大臣

公正取引委

会長委員長

事務局側

常任委員 小田橋貞寿君

会専門員

公正取引委員 小沼 亨君

会経済部長 通商産業省 樋詰 誠明君

通商局長 通商局長 樋詰 誠明君

本日の会議に付した案件

○電子工業振興臨時措置法案(内閣提出)

○経済の自立と発展に関する調査の件(貿易事情に関する件)

○参考人に関する件

○委員長(松澤兼人君) これより委員会を開会いたします。

まず、前回に引き続き電子工業振興臨時措置法案を議題として質疑を継続いたします。ただいま通産当局のほか、公正取引委員会から小沼経済部長、その他が御出席になっております。鈴木重工業局長から先般保留となつております豊田委員の御質問に対する答弁のため、発言を求めております。これを許します。

○政府委員(鈴木義雄君) この前、豊田先生から下請に対する代金の支払状況に対する御質問がございました。お答え申し上げますが、実は下請代金の支払状況につきましては、中小企業庁で調べました実態調査がございまして、これは三十一年の十月に出しておりますので、少し資料が古いものでございまして、あと重工業局で所管の部

分につきまして、おもな工場につき調査いたしました結果を申し上げます。これは三十一年の一月から三月の支払い状況を三十一年の同年の同期と比較したものでございます。

そこで、現金払いと手形の関係でございますが、電気機械メーカー七社について調べました結果、これを算術平均いたしました結果を申し上げます。本年の一月一三月の現金と手形の支払いの割合は八〇%が現金でございまして、手形が二〇%になっております。昨年の同期は現金が七四%、手形が二六%、かようなことになっておりまして、改善の状況を示しております。

それから次に、自動車関係でございますが、自動車関係の四社について調べました。これも算術平均でございまして、生産量の多いところをウェイトを置いて集計しております。結論から申し上げますと、一月一三月の本年度の現金払は五五%、手形支払が四五%、かようなことになっております。昨年の同期は現金が五三%、手形が四七%、かようなことになっております。ただ、自動車関係で申し上げますと、一番多く生産しておるよりな会社では、現金払いが九五%というところもございまして、それから時計について申し上げますと、三会社の平均でございまして、本年の一月一三月は、現金払いが八四%、手形が一六%となっております。前年は平均が、同期は現金が七七%、手形は二二%、かようなことになっております。

それから化学機械関係で、二社をピックアップして算術平均いたしました。それは現金払いが一月一三月で九五%、手形払いが五%と、かように相なっております。これは昨年と同様になっております。

それから鉄山機械は一社でございまして、これは現金払いが一月一三月一〇〇%、かような状況になっております。

次はミシンでございまして、ミシン三社につきまして調べました結果は、算術平均いたしますと、現金払いが本年一月一三月は三五%、手形が六五%、かように相なっております。昨年はこれよりちょっと現金払いの状況が悪うございまして、同期におきましては、三四%、手形が六六%、かように相なっております。

それから自転車につきまして三社の算術平均でございますが、一月一三月の現金払いが七五%と相なっております。昨年の同期は、現金払いが一八%、手形は八二%、かように相なっておりますので、その点で改善を示しております。

大体かような状況でございまして、なお、手形の分につきましては、大部分は九十日以内になっておりますが、ミシン、自転車になりますと、九十日をこえます長期のものもございまして、これはミシン、自転車それ自身がほかのものに比べますと、企業的にも若干規模が小さいという点もあろうかと存じます。

以上、お答え申し上げます。

○豊田雅孝君 たとえば電気通信機械七社というのは、これは全部ですか。

○政府委員(鈴木義雄君) まだたくさん数はございますが、とりあえず代表的なものにつきましてピックアップして調べたものでございます。

○豊田雅孝君 いいところはばかり調べて、悪いところを捨てたということじゃないのですか。

○政府委員(鈴木義雄君) そういふふうなことではないと思っております。大体これが平均の状況を示すのではないかと。ですからこれと実は中小企業庁で調べました昨年の上半期のものと平均をさせていただきますが、ある程度わかるわけでございますが、電気機械については申し上げますと、この算術平均では、昨年が現金で七四%、手形が二六%となつております。昨年の非常に大きな、集約しました調査報告によりますと、昨年度の電気機械の現金払いは平均が六一・六、それから手形が三八・四と、若干昨年度の分と違つておりますが、従いまして、昨年度の分を考えながら、今年度のこの七社の傾向をたどつていただければ、ある程度全体の傾向がつかめるのではないかと、かように考えます。

○豊田雅孝君 大体下請に対する代金支払い状況が漸次よくなつてきているという事は、神武以来の景気だといふのでありますから、当然のことかと思つてあ

りますが、しかし、必ずしも末端にはその好景気が浸透しておらぬ。具体的に言へば、下請等に対する代金支払い状況もよくないものがあるというふうなことを今なお聞くのであります。これに對して公取の方はどういうふうに見ておられるか、具体的にどうなっておるならばよくなつておる状況、また問題の点が残つておるならば残つておる点を説明してもらいたいと思ひます。

○説明員(小沼亨君) ただいまの御質問でございますが、その前に、私どもの方で昨年度一応下請の状況を調べましたものがありますので、かいつまんで御報告申し上げます。

この調査は大体京浜、中京、阪神、北九州の親工場、業種にしまして二十七、工場の数三百余を調査したものでございます。

まず納品の検査日数でございますが、親事業者が下請から納品を受領しまして、検査を終りますまでに要した日数が、全部の業種を平均いたしましたところ十日以内でございます。まずこの点では問題ないように思われます。中には例外としまして四十日、五十日というふうなものもある。これは非常にまれなケースでございます。

平均の支払率の四四％に比べますと、ある程度改善されておるといふことが見られるわけでございます。ただ、これは前年に調べましたものと調査対象が若干變つておりますので、前年と同じ業種だけを抽出して比較しますと、ただいま申しました六七％が五〇％というところでございます。それにしても、改善はされておるといふことになりません。業種別に見ますと、六〇％以上の支払率を示しておる業種としては、紡織製品、アルミニウム製品、陶磁器、その他でございます。それから業種全体として支払いの率がよくないと思われましますのは、電気機器、通信機器、鋁山機械、機械部品等でございます。それから業種全体としましては、比較的支払率がよいのであります。比較的不良の親事業者が比較的多いと認められるものに、車両、自動車、オート三輪、オートバイ、原動機、工作機械、こういった事例がございます。その他業種平均としましては、支払い状況がよいものでも、個々の親事業者について見ますと、支払い状況のよくないものというものが業種全体に見られておるといふ状況でございます。

それが支払いの状況でございますが、ただいまも重工業局長からお話のありました、現金と手形との比率でございますが、私どもの方の調査では、全業種平均、現金が大体五五％、手形が四五％でありまして、現金の支払率が五〇％以下の親事業者は全体の大体四七％ある状況でございます。この現金支払率が五〇％以下の親事業者の多い業種は、大体自動車、電気機械、

通信機器、鋁山機械、ミシン、医薬、こりといったものであります。次に手形のサイトの問題でございますが、全業種について見ますと、概して九十日以内のものが多くなつておりまして、ある程度改善の跡が見られるわけでございます。中に例外としまして、百二十日以上のものも、依然飛び飛びに存在しているわけでございます。九十日以上に上るサイトの手形を發行しておる親事業者が多い業種としましては、オート三輪、電気機械、通信機、時計等がございました。非常に特異な例としまして調べましたものの中に時計がございました。これは非常に珍しいものもございました。これは非常にまれなケースでございます。全体としておるといふふうに感じております。

公取としましてこのような調査をいたしました。措置をしたわけでございますが、三十一年度の一般調査の結果、比較的支払いがおくれとおるものと認められるものと、それから下請事業者側からの申告のありましたもの六十五件につきましては、実際に精密調査を行いました。現在まで公取としまして十九件につきまして措置をとりました。その内容は下請代金の支払いの改善を促したものが大部分でございますが、そのほかには給付の受領から支払までのいろいろの事務手続のおくれとおるもの、原因として支払がおくれる、そういうものもありましたので、その改善を促すもの、それから注文書の交付を助行すること、それから書類の記載事項を完備せしめることを促したものが十九件でございます。その他のものにつきま

ては、こりといった実地調査の過程におきまして、それぞれ親工場側で事態の改善をはかれたものでございます。ただいま豊田先生の御質問の最近の状況でございますが、好況の影響を受けてまして、ただいまも申しましたように漸次改善されておるところもありませんが、しかし、最近の金融逼迫の事情に影響され、また、親工場としましては運転資金の増加を要するもの、それから設備資金を要するもの等のために、ついで下請の方へしわ寄せがいく傾向が必ずしもないとも見えます。その点につきましては、なおわれわれの方としまして、法律のもとに漸次調査をして、改善するように努力したいと思つております。

○豊田雅孝君 ただいま公取からの報告によりますと、支払いの悪い業種は電気機械、通信機械、あるいは鋁山機械、特に時計なんかはなほだしいというわけですが、その配られた通産省からの資料によりますと、むしろ悪くはないように見られ、またそういう説明があつたのであります。その食い違いはどうか、こりという事例がございませう。

○説明員(小沼亨君) これは私どもの調べは、ただいま申しましたように京浜、中京、阪神、北九州という三百四工場、相当広く調査いたしましたので、まあ大小いろいろ混つておると思ひます。その関係で重工業局でお調べになったもの、調査対象のずれと時期のずれ等、幾らか食い違いがあるかもしれないと思ひます。その点はよくあとで重工業局の方と事務的に打ち合せてみます。

○豊田雅孝君 幾らかのずれはよく、極端と極端の違いはなすね。通産省の方からの調べだと、むしろいい方に、公取の方からの調べだと、最も悪いのが電気機械や通信機械だということなんですが、公取としてはこりいう業種、業種についてたえず調査はせられておるのか、それからまた、密告があつたら、直ちに行動して調査を開始し、それぞれの措置にうつたえるというふうなふうりに、支払遅延防止法はなつておるのですが、密告に応じて直ちに行動したような事例はどの程度あつたのか、その結果はどうか、こりというふうになつておるのか、その点を伺いたい。

○説明員(小沼亨君) 調査の点でございますが、これは昨年度三百四工場調査いたしましたのが、本年度はさらにこれを一千工場まで広げてやりたいと思つております。それから密告のありましたものが、昨年度は二十件ございましたが、これに對しましては、それぞれ出向きまして、先ほど申し上げましたように支払いの改善、その他いろいろ手続的に改善すべきものを勧告といひますか、行政的に御注意申し上げて改善していただく、こりという事例がございませう。

○豊田雅孝君 その結果、実績が上つたのかどうか、それからその密告の対象になつておる会社をあげて下さい。

○説明員(小沼亨君) 実際に密告のありましたものにつきましては、こちらが注意したものにございまして、こちらが注意したものは、その後の監視といひますか、いろいろ報告を引き続き毎月取つておりますので、それで非常に改善されております。具体的な密告のあつたものは、後ほど資料で先生の手元にお届けしたいと思います。

○説明員(小沼亨君) 調査の点でございますが、これは昨年度三百四工場調査いたしましたのが、本年度はさらにこれを一千工場まで広げてやりたいと思つております。それから密告のありましたものが、昨年度は二十件ございましたが、これに對しましては、それぞれ出向きまして、先ほど申し上げましたように支払いの改善、その他いろいろ手続的に改善すべきものを勧告といひますか、行政的に御注意申し上げて改善していただく、こりという事例がございませう。

○豊田雅孝君 公取はこりいう不公平取引に対して存在しておるといふことは言ひまでもないのですが、もう少し支払い遅延に対してわれわれから要求があれば、直ちに資料を配るなり、また、今の答弁などを聞いても、必ずしもびんと来ないのです。もつと具体的にわれわれに答弁のできるように常時そういう用意をされておつてしかるべきだと思ふのです。公正取引委員会廃止のいろいろ議論が一部にはあるわけですが、公正取引を守るために、ああいう制度が必要であるということ、われわれは十分に認めておるのだし、それだけにその実を上げるように上下一致してやってくれなければいかぬと思ふのです。そういう点で、もう少しはつきりした資料を提供して、また、密告の対象になつておつたような会社等は支払い遅延防止法制定当時の経緯から言つと、そういうものは公表ぐらいしなければいかぬのですが、公表しておるのですか。

○説明員(小沼亨君) 法律によつて与えられた権限によりまして勧告をし、なお改善の実の上らないものにつきましては、これを公表することになつておるわけでございますが、現在まで具体的に密告されたものは、いろいろ御注意した結果、改善の実がありますので、公表までの手続はとつておらないわけでございます。

○委員退席、理事近藤信一君着席  
○豊田雅孝君 だからさつきから改善の実を上げてくれと言つておるのですが、それははつきり答弁できぬでしやう。

○説明員(小沼亨君) 私の方では、公取の委員会にそつと具体的な調査して措置したものの具体的な工場の別資料がござりますので、これはその後、改善されておるわけでございますが、それについては、後ほど資料をお見せしたいと思います。

○豊田雅孝君 それではこれ以上追及しません、帰つたら公取の委員長によく伝えてもらいたいのであります。公取の委員会というものの必要性は、たゞいま申します通り十分に認めるのですが、それだけにしつかりした活動をしてもらわれないことには意味がないと思ふのであります。そういう点で、どうも本日の答弁から見ると、私は十分に活動を、また、遠慮なく不正をたゞそつとという気魄に欠けておるよう思ふのであります。(同感)と呼ぶ者あり) そういう点において、公取の委員長に十分伝えてもらいたいと思ふ。また、時間が許すならば、公取の委員長自身出てきてもらふように取り計らつてもらひまして、その真意を十分に確かめたいと思ふ。これをもつて私の質問は終了します。

○理事(近藤信一君) ただいま豊田委員から小沼経済部長に、公取委員長によく伝えてもらふことと、それからこの次の委員会にはぜひ一つ出てもらつて、十分なる答弁を用意していただき、その点を一つ伝えていただきたい。……他に御質問ありますか。

○相馬助治君 今の豊田委員の質疑の中に、経済部長に対する要求と同時に、できることなら公取委員長を本委員会において願つて、その辺の事情を確かめたいという希望が述べられてお

りますが、委員長におかれては、一つこれは委員長理事に諮られて、相なるべくは豊田委員の願望が満たされるように、処置されることを望ましいと思ふのです。

○理事(近藤信一君) そういうことには、ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

〔理事近藤信一君退席、理事西川弥平治君着席〕

○理事(西川弥平治君) 速記を起し

○近藤信一君 二、三の点について質問したいと思ふのですが、日本の電子工業は、欧米諸国に比べて非常に立ちおちておることは、重工業局長も言つておられますように、非常にその点わが国の産業分野においても、電子技術というものが非常に重要視されてきておる。しかも、それが今後基幹産業として、どうしてもこれを育成していかなければならぬというふうな段階に進んでおられますけれども、実際の面において、技術面においては非常に日本は遅れておる。そこで、何と申してもこれは技術者が不足しているといふことが、一番大きな原因じゃないかと私は思ふのです。そこで、今後どのようにして技術者の確保というところに努力されていくのか、その点の御所見をお伺いしたいと思ふ。

○政府委員(鈴木義雄君) 御質問の点、まことにごもつともございまして、技術者の確保と養成という点については、電子工業の今後の育成の大きな問題となっております。実はこの前資料としてお配りいたしました「電子

工業振興策」についての中間報告」といふ通産省の機械工業審議会、電子工業振興特別部会におきます答申案もこの点に触れておられます。そこで、考え方として、電子工業の増設をはかるとか、その人員を増加するとか、あるいは教育の施設を充実するとか、あるいは試験研究所における技術者の待遇について考える、いろいろ問題があげられておられます。この点については、実はこの答申と本年度の予算の編成の時期との間に隔たりがございまして、今年度予算化することはむずかしかつたわけでございますが、今後は科学技術庁、文部省あたり、科学技術庁を中心となつて文部省等と打ち合せをいたしまして、かような措置を講ずるようになり、われわれの側からも要請いたしておりますし、また、この答申を作りましては、科学技術庁あるいは文部省の関係の責任者が出ておりました、今後そういう方向に最善の努力を払つていきたいと、かように考えております。

○近藤信一君 そこで今局長が言われましたように、今後文部省や科学技術庁をよく相談していろいろと努力をしたいと、こつと御説でございますが、おおむね現在これらの教育をする機関、いわゆる大学とか高等学校、こつとこつと一元化された教育、こつとこつとが私はなされてい

いのではないかと、こつとこつとに思ふのです。そこで、将来電子技術者を養成していくことに重点を置かなければならぬのではなからうかというふうに私は思ふのです。その点文部省

の方と具体的に何かお話し合いになつたことがございませうか。

○政府委員(鈴木義雄君) 実は審議会での特別部会で検討いたしました際に、文部省の関係の方も出ていただきまして、この問題について相当論議を重ねました。現在大学におきまして、専門の電子工学というところを持つておられるところが、ごく少のうございまして、こつとこつと意味で、先ほど申し上げました電子工学科の増設とか、あるいは電気の部門をやられるところにおきましても、電子工学について十分教育ができるような方策、かようなことについて論議をいたしましたことと、こつとこつと進めるか、具体的にこれをどう進めるか、結局予算措置が伴うものでございませうか、さうな点については、実は今年度は予算的措置ができなかったわけでございます。今後さらに、来年度の場合においては、こつとこつと文部省、特に科学技術庁を中心になりまして、われわれからも要請いたしまして、こつとこつと努力をいたしていきたい、かように考えております。

○近藤信一君 予算措置がなされていないから、今年度はまだ十分のことをされておらない、こつとこつとでございますが、私はやはり欧米諸国より立ちおつておるといふところは、こつとこつとあるのではないかと、現在日本の現状を見ておられますと、特にこれは民間で電子関係については非常に研究をしておられる。それに対して、まあ、これに対する補助をするとか何とか、こつとこつと抜本的な解決のためにやつておられるだけで、実際に

政府が本腰を入れてやるということになれば、これは将来私は何としても日本の産業の発展というものは、電子関係が十分にこれが奇事することになるんだから、こういうことには、やはり政府がもう少し本腰を入れて、ほんとうにやる気になってやらなければ、いつまでたっても、私は欧米諸国に追いつくことはできないと、こう私は思うのですが、その点どのように考えておられますか。

○政府委員(鈴木義雄君) まことに御趣旨の通りだと存じます。そういうふうな趣旨で、実は今回通産省といたしましては、三億三千万円予算を確保いたしまして、ただいま御審議いただいておりますこの電子工業振興臨時措置法案というものを提案して、とにかく電子工業の振興をはかっていきたい、こういうことで強く努力を払っていきたい、かように考えております。

○近藤信一君 電子といわず、電気関係でも、私はそういうことは言えるのじゃないかと思つております。たとえば今の日本の学校教育というものが、まあ中学校、小学校当時からそうでございますが、特にこれは産業教育を施す中等学校以上になりますと、電気の学科と他の機械科とが分離されて教育されておる。ところが、今日は全部関連した問題であつて、何でも電気に関係してくる。一つの機械を動かすにしても電気に関係してくる。家庭の一つの器具を扱うにしても電気に関係してくる。こういうことになれば、それはやはり分離された教育でなくて、この点は一貫した教育ということに重点が置かれなければならぬと私は思うのですが、

将来その点はどうに考えておられますか。

○政府委員(鈴木義雄君) まあ、これは通産省の方でお答えすることかどうかわかりませんが、御趣旨はわれわれとしても全く御同感であります。

○近藤信一君 それから、私は外国でちよつと見ましたあれは、実際目で見たり、耳で聞いたり、手でいじつたりして、電気なんかの教育は、非常に子供の時代からなされておるのですが、たとえばシカゴの電気博物館、あそこに行きますと、まあ子供から大きな大人まで、一切が電気の関係で一日遊べるようになっておる。そういう国の施設という所で、だんだんと実際の教育をしていく。こういう関係で諸外国においては教育がなされておる。そういう点からいっても、日本はそういう施設がほとんどない、ほとんどではなくて、私は全然ないといつてもこれは過言でないと思つて、そういう点、将来政府は何ともしようというふうな考えはないのですか。

○政府委員(鈴木義雄君) まあ、今後あらゆる博覧会とか展示会、さようなものも電子工業について考えていきたいと思います。ただ、教育その他の施設の問題につきましては、まあ通産省と申しますよりは、科学技術庁とか文部省が中心になってやることだと思つて、われわれとしても、電子工業の振興上必要なそういう実地教育の問題とか、あるいはそれを効果あらしめるような博覧会とか展示会、こういうものについては、通産省としても、大いに将来推進していきたい、かように考えております。

○近藤信一君 それから、この電子工業がだんだんと発展していくに従つて、昨日も豊田委員からも御質問があつたと思うのですが、一流のメーカーの会社ですね、この会社と、それからそれらに対する下請の工場、こういう関係が今度微妙なことになつてくるのじゃないか。そうしてその下請の小さなのが、大企業の犠牲をしょつていかなければならぬのではないかと、いふうにまあ考えられるのです。その点はどうに考えておられますか。

○政府委員(鈴木義雄君) まあ、機械工業、電子工業もさようでございますが、結局親会社と下請関係とは、持ちつ持たれつとの関係に立っておりまして、結局親会社といたしまして、下請からくる部品が、品質がよくて安いものでなければ、国際競争上太刀打ちできない、かようなことになつておりまして、従いまして親会社の方でも、下請の育成について十分考えていることと存じます。特に今度提案いたしました電子工業振興臨時措置法案におきましては、昨年御審議いただきました機械工業振興臨時措置法と同じように、特に部品工業として、材料部門の中小企業者の設備を合理化し、あるいは品質をよくするといふうな点で十分考慮を払つて、特にそういう点に重点を置いて立案されておるような次第でございます。まあ、困つたところを、さような方向から部品方面を育成していき、特に専門メーカーの育成といふことを考えていきたいと思つております。

○近藤信一君 それと、昨日視察に行きましたときに、ちよつと向うで私聞

きましたんですが、非常に材料が少くできる。そこで日本にとつては、非常にこの電子工業というものは、将来発展性がある、こういう話で、その発展性がある、これが今、局長が言われましたように、諸外国と競争していかなければならぬ、こういうことになると、どうしてもダンピングといふことが考えられてくる。そうすると、ますます下請の中小企業は、その犠牲が大きくなつてくる。私は考えるんですが、この点どのように考えておられますか。

○政府委員(鈴木義雄君) まあ、一般論の問題と電子工業自体の問題とあると思いますが、電子工業あるいは機械工業につきましては、先ほど申し上げておりましたように、結局セットに對するメーカーと下請との関係は、持ちつ持たれつとの関係になるわけでございます。従いましてわれわれとしましては、この法案の趣旨にもあります通り、中小の部品メーカー等は、大いに専門メーカーとして育成していく。かようなことで優良な品ができる部品メーカーを育成する考え方でござい

す。それからダンピングの問題でございますが、これはまあ電子関係といわず、日本の産業としては、相当輸出に關しては、従来こういう点にいろいろ問題がございましたが、それに対する措置は、輸出組合とか、あるいは輸出関係の方で、それぞれ措置をいたしておりますが、それにつきましても、まあ生産面を持つわれわれにいたしましては、共倒れにならないように、できるだけ行政指導もいたします。また、従

経験から見まして、事前にとるべき手があればとるし、また、何らかきよな事態が起きた場合には、それそれそれに依つて、業界がともに無理なことのないように、そうしてできるだけ輸出が伸びるような方向で指導していきたい、かように考えております。

○近藤信一君 局長は、持ちつ持たれつといふことを盛んに力説しておられますが、現状からいくと、ほとんど持たれつ放しといふことで、犠牲は中小企業がその犠牲をしょつていられるばかりで、ちよつとも持たれるところがないと思つておられます。こういう点から考えると、また、大企業が非常に小さな家庭用の製品までも、ほとんどこのごろはやつているようなわけで、中小企業の分野までどんどんと進出している。そういうことになると、これは持ちつ持たれつなんといふことは考えられないと思つて、中小企業は、いつも犠牲ばかりしよつていなければならぬ、こういう傾向が私はますます大きくなつてくるんじゃないか、こういうふうにも考えられるんですが、まあ、これは何回繰り返しても、局長は持ちつ持たれつといふことで力説しておられるから、しよつと、ひいては中小企業の労働者のところにしよつ寄せされ、労働者の生活条件といふものが脅かされるのは危険性が、私は十分にあると思つて、この点過日も労働次官が、次官通牒で、大企業業者に対して、最低賃金の話し合いといふような次官通牒を出された。そういう点からいつても、もう労働次官自身がそういうことを、労働条件がどうなつてくるかといふようなことも、もう見通しておられるわけなん

ですが、こういふ点について、私は小企業、中小企業というものが、この科学の技術がだんだんと発展していくと比例して、それがだんだんと向上していくならいいが、ますますギャップといふものが大きくなっていくといふことが予想されるわけなんです。その点中小企業に対しての何らか電子技術の点なんかでも育成していく、保護していく、こういふようなことはお考えになつておられますか。

○政府委員(鈴木義雄君) 何か大企業と中小企業が対立しているような御意見でございますが、結局電子工業の場合、機械工業一般の場合でもそうでございますが、もちろん、先ほど豊田先生から御質問がありましたように、下請代金の支払いか、そういう点については十分の措置をとらなければならぬと考へますが、結局大企業のセツト・メーカーは中小企業でできず部品を買つてそれによつて伸びていくといふことでございます。大企業がどんどん市場を開拓され、伸びていく過程におきましては、やはりそれによつて中小企業は潤うわけでございます。逆にまた、中小企業の品質がよくなれば、コストが安くなれば、それだけに大企業としてはマーケットが拡大される、かようなことでございます。さような観点で見たいと存じますが、特にこの法案では、実は御質問の中小企業を育成する意味におきまして、電子工業のうちの中企業で行われております、すなわち部品部門、あるいは材料部門につきましても、合理化計画を作りまして、それによつて専門化をはかる、あるいは合理化設備をやつていく、この合理化設備

しては、特に昨日も御説明したかと存じますが、日本開発銀行の特別の融資、最低の六分五厘の金利をもつて持ち込み担保方式で融資できるように、相当長期の金融も確保したい、かようなことで措置していくように考へておるわけでありまして、この第六条で政府が資金の確保に努めなければならぬと書いてありますが、さような趣旨であります。こういふふうな観点から、設備の合理化に対して資金を確保し、あるいは専門化を行う、この本法案に規定されております独禁法の除外令によりまして、材料の共同購入を行う等、いろいろさういふ方面から育成策を講じていきたい、かように考へております。

○近藤信一君 今日本の電子工業技術は、先ほど局長が言われましたように、ほとんど民間の研究機関にゆだねておるような形でございますが、国独自の何か研究機関というふうなものはありませんか。

○政府委員(鈴木義雄君) ございませう。通産省では電気試験所に電子部というのがございますが、これが電子工業関係の試験研究を行つております。そのほか郵政省の電技研究所がございませう。それから防衛庁では技研がございませう。それから運輸省の技術研究所及び氣象研究所、それから電子の利用方面、さういふ方々の関係の研究も、それぞれやつておられます。また、各大学の付属研究所、それから一番、相当大きなものは電電公社の電気通信研究所がございませう。これらそれぞれ連絡をしつづつ基礎的な研究、あるいは試験、さようなことをやつておるわけでございます。

○近藤信一君 今承われば、各省各別々で研究機関を持つてやつておられるようでございませうが、それを一貫して一つにして強力なものにしたら私はいいのじゃないかと思つておるのですが、その点どのように考へておられますか。

○政府委員(鈴木義雄君) これについてはいろいろ御議論があるかと存じますが、しかし、研究といふたふうなもの、それを一つにまとめれば必ずしもうまくいくかどうかといふ点にも問題がございませう。連絡は十分とつていかなければならないと考へますが、研究といふふうなものは、一元的機構でうまくいくかどうかといふと、新しく作る場合には、さようなことが言えると思つておるが、この現在現存しているものにつきましては、それを機械的に一本にしたらうまくいくかどうかといふことについては、なお研究しなければならぬ点があると思つておる。しかしながら、それぞれはばらばらにやつていくといふわけではまずいわけでございます。さういふわけではまずいわけでは、密接な連絡をとつてやつていきたい、かように考へておる。

○近藤信一君 まあ、ばらばらでやつていくのを、これを一つにするといふことは困難だ、それで各別々にそれぞれ研究をやつておられる、さういふことですが、私はやはり小さなものが幾つかあるといふのは、それだけの経費等もよけいかかる、さういふことでは、一つにして、そこにしつかりと経費を、予算を注ぎ込んで、さうして強力なものにした方が合理的じゃないかといふふうな私考を考へるわけでありませう。さういふふうな話し合ひは今までしたようなことがありませんか。

○政府委員(鈴木義雄君) まあ、いろいろこの点については今後検討を要すべき問題だと存じます。それで技術方面につきましては、各省それぞれやつておられますが、それをできるだけ御相談しつづつ、また総合してやつていくような方法について研究していきたいといふことが、今政府の部内でも検討中でございます。

○近藤信一君 それから電子工業の、将来技術がだんだん発展していき、それから機械の耐用年数なんといふようなもの、こんな点はどのように考へておられますか。

○政府委員(鈴木義雄君) 御指摘の点、確かにさういふことでございませう。われわれも電子工業関係の機械の、従来ある程度行われてきてはおりますが、今後さらさらそれを拡充して、電子工業の育成といふものに合うようにやつていきたい。さういふことにつきまして大蔵省とも折衝いたしたい、さういふふうな方法も考へております。

○近藤信一君 現在では、その耐用年数の制限なんといふようなことはありませんか。

○政府委員(鈴木義雄君) 耐用年数につきましては、現在は総合あるいは個別耐用年数は十一年といふふうになつております。ただし、真空管の専用機械につきましては八年といふふうになつております。これらにつきましては、どうもまだ十七年といふものは非常に長いような感じを持つております。われわれとしましては、これらにつきましては検討して、さらにこれをも、もう少しほかの業者につきましても、短縮方法を考へたいといふふう

に考へております。

○近藤信一君 機械関係になりますとも、耐用年数のことが問題になるわけなんです。さういふ点は今後通産省としても、耐用年数を十分に適当、適正なものに考へて、さうして将来紡織機の設備制限でございませう。さういふことのないように、十分これは考へする必要があるのじゃないか、さういふ点一つ通産省としても今後十分研究し、適正なものにきめていたいただきたい、このように私思ひます。私もあまり電子技術に対してはさういふことでございませうから、別にほかに質問はあつてませんが、耐用年数の点だけ一つ十分御考慮を願ひたい、このように思ひまして、私の質問を終わります。

○相馬助治君 議事進行について、私は最近の輸入事情について、特に緊急にたたいしたいことがあるので、

〔理事西川弥平治君退席、委員長着席〕

大臣の出席を求めていたのですが、衆議院の関係で、次官のあつせんにもかからず、午前中は出席ができません。このことで、午後適当にそれを取り扱わしていただいて、なおかつ、豊田委員が公取委員長の出席を求めているようです。それから、午後において扱ふこととして、休憩することの動議を出したいと思つておる。

○島清君 休憩に賛成ですが、休憩をされてからちよつと十分ばかりお願いがあるのです。お取り計らい願ひたいと思ひます。

○委員長(松澤兼人君) じゃ今相馬君から午後の日程について緊急質問があるし、通産大臣の出席を求めると、

それでたまたま休憩するということの  
動議があったようであります。御異議  
はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松澤兼人君) じゃさよう取  
り計らいます。

午後一時半に再開することにして  
休憩いたします。

午後零時十一分休憩

午後二時二十四分開会

○委員長(松澤兼人君) これより休憩  
前に引続き、委員会を再開いたしま  
す。

午前に引き続き電子工業振興臨時措  
置法案を議題といたします。

午前の御決定によりまして、横田公  
正取引委員会委員長が出席されてお  
ります。御質疑のおありの方は、順次御  
発言を願います。

○豊田雅孝君 公取委員長にお尋ねを  
いたします。以下お尋ねいたしますこ  
とは、公正取引委員会を私は最も尊重  
する立場をとっておりますもので、そ  
れだけに尊重するのあまり、苦言を呈  
するといふようなことにならうかと思  
いますけれども、そのおつもりでお聞  
きになり、また、そういうおつもりで  
率直な御答弁を願いたいと思つのであ  
ります。

言うまでもなく、この公正取引委員  
会は不正取引を監視せられておるの  
であります。いろいろな不正なる取  
引がありますが、いろいろ不正なる取  
引が支店に支店に支店に支店に支店に  
中小企業が支払う場合は現金だ、それ  
から中小企業に対して大企業が支払う  
場合には、現金が神武景気だといふの  
で漸次ふえてきておるようであります  
けれども、やはり手形が多く、しかも  
手形のサイトのやはり相当長いものが

あるということでありまして、この両  
者の間の取引のアンバランスというも  
のがはつきりした形では現れない  
が、それだけに非常に大きな不正な  
取引だと思つておるものであります。で、これ  
はよほどしつかりした取り締りをやら  
ないと、せっかく支払延滞防止法を制  
定せられましたけれども、その実が  
上つておるのかどうかということに、  
多分の疑問を持つわけでありまして、も  
ちろん、神武景気によつていい影響は  
出てきているだろうが、それは支払延  
滞防止法の直接の成果ではない。むし  
ろ景気の好転から来るものであるとい  
うよりなことであつては、私はならぬ  
と思つたので、さういふ意味合いが  
ら質問をいたしたのであります。

第一、この電子工業振興臨時措置法  
案の審議に当りまして、通産省から支払  
延滞の状況いかんといふことの質問に  
対しまして配られました資料を見ます  
ると、電気機械あるいは通信機械等も  
相当好転しておるといふ数字が出てき  
ておるのであります。公取の関係当  
局から午前中に聞きましたところによ  
りますと、最も悪いのが電気なり通信  
機械関係といふことでありまして、そ  
こにまあ大きな開きがあるのでありま  
す。多少のそこにはずれがあるといふよ  
うな表現でありましたけれども、全  
く事實は極端と極端が相対立してお  
るようなことになつておるのでありま  
す。そういう点から、問題は公取の委  
員長においでを願つてお尋ねをしなけ  
ればならぬといふようなことになつて  
きたのであります。支店延滞防止法  
によりまして、密告のあつた場合に  
は、直ちに公取が調査に出動せられ  
て、さうして成規の処置をとられると

いうことになつておるのであります  
が、今までに密告を受けられた件数が  
どの程度あり、そしてこれは業種別に  
申しますと一番どういふものに多い  
か、さうしてこれに対して密告を出さ  
れたのであります。ところが、さうい  
う点で午前中にも質問したのであります  
けれども、遠慮をしておられるか、  
はつきりしなかつたのであります。が、  
公正取引委員会が業界に対して遠慮を  
するようでは、私は公正取引の委員  
会存在の意義は非常に薄くなると思  
う。きつんとして業界にたたくべきは  
ただし、追及すべきは追及し、場合に  
よれば公表も堂々とやられるところ  
に、私は眞の公正取引委員会存在の意  
義があると思つておられます。さうい  
う点で遠慮をせられないで、密告せら  
れた結果がどうなつたか、さうして密  
告を受けた会社といふものはどうい  
ふものがあるか、これは前に支払延滞防  
止法制定審議の際にも、事案のよろし  
くないものは公表するといふ約束を  
せられたと私は思つておられます。  
従つてこの密告を受けるようなもの  
は、事態のきつめて悪いものではない  
か、それだけにその会社を公表せられ  
るということ、私は財界を肅正する  
意味において必要ではないかといふ  
うりに思ふので、その点どうか御  
遠慮なく、きつんとして御答弁を願  
いたいと思つておられます。

○政府委員(横田正俊君) 下請代金支  
払延滞等防止法施行後に申告がござい  
ました事件は、業種別に申し上げます  
と車両工業が三件、それから電気機械  
工業一件、通信機一件、産業諸機械と  
なつておりますがこれが四件、原動機

関係が三件、光学精密機械二件、ミシ  
ン二件、それから医薬品三件、それか  
ら雑貨関係が一件、合計二十件になつ  
ております。それはこの法律の施行せ  
られます前は、この密告といふのはほ  
んどございませんで、きつめて特別  
の関係のものが出て参つてきたにすぎ  
なかつたのであります。さすがにこの  
法律がございましてからは、数はさうた  
くさんはございませんで、しかし二十  
件といふ件数が出てきておられますの  
で、やはり法律を作つていただきました  
たおかげかと考えておられます。

そこで、この申告のありましたもの  
のこまかな内容は、私ただいまここで  
心得ておられますが、処理の結果を申  
し上げますと、大体特別な勧告をする  
までもなく、ほとんど大部分が片づい  
ておりました。中に三件だけ、まだ未  
処理のものがあるさうでございます。  
これはどうしてもやはり勧告まで進ま  
なければならぬのではないかとさうい  
ふに事務局では申しております。

○豊田雅孝君 今まで勧告せられた結  
果、どういふ実績、効果が上つてきた  
か、その点伺いたい。

○政府委員(横田正俊君) けさほど一  
般調査をいたしましたらちで、やや問  
題のありますもの五十件足らずだつた  
と思つておられますが、その調査をいたしま  
した結果、さらにそのうちから約十件、  
十の会社がありおもしろくない結果  
に見えますので、これに対していろいろ  
の勧告いたしました結果、大体けさは  
どお話をいたしましたように、ずつと前  
には二〇何%といふような、きつめ  
て低率の支払率でございました。ま  
た、いろいろ勧告をいたしました  
結果、最近におきましては五〇%

四〇何%といふうちに、その大部分が  
きつめて改善されてきておられます。これ  
は毎月々々支払いの実績を報告をとつ  
て調査をいたしております結果でござ  
います。非常によくなつてきてお  
ります。なお、そのうちに二件だけは、  
どうもこれは今後の推移を見まして、  
多少よくはなつておられますが、そのよ  
くなり方が、私どもの考えるほどでは  
ございませんで、これはもう少し様  
子を見ましてから、もしこの状態が續  
くようであれば、正式の勧告  
をいたし、なおそれに従わない場合  
は、けさほどお話しのごさいます。そ  
うでございますが、法律に規定してご  
さいます公表の段取りに運ぶことにな  
らうかと考えておられます。なお、こ  
れは支払率の点でございませんで、そ  
のほかには事務処理のやり方が非常  
にございませんで、たとへば

納品がございましてから記帳をするま  
でに、いろいろ手続がルーズになつて  
おりました。御承知のように記帳にな  
りましてから支払いの方へ手続がされ  
るといふような段取りでございませ  
んで、納品から記帳までに、非常に長い  
期間を要しておつたといふような会社  
がございまして、たとへば二十日ない  
し三十日といふような非常に長い期間  
を浪費しておる会社もございませんで、こ  
れは全く事務処理の方の怠慢と申しま  
すか、そこでこの段階に、さうい  
う支店延滞の原因があるかといふこと  
を、さういふ問題の会社についてい  
ろいろ調べて、ある会社のごとき  
は、いろいろこちらで申しました結  
果、先ほど申しましたように、二十  
日、三十日といふようなつまらない期  
間を浪費しておりましたものが、非常

間を浪費しておりましたものが、非常

に短くなつてきております。その他い  
わゆる事務処理上のいろいろさうい  
不整備と申しますか、合理的でない面  
が、二、三の会社では非常に改善され  
ておるよりに聞いております。しかし、  
けさほど申上げたと思ひますが、  
対象にして調べました会社が、やはり  
ある程度制限されておるもので、將  
来はこれを大いに広げて、もう少し全  
般的に目を配つていかなければならぬ  
というふうに考えております。

○委員長(松澤兼人君) この際、委員  
の異動について御報告いたします。本  
日付をもつて西田隆男君が委員を辞任  
され、補欠として武藤常介君が選任さ  
れました。

○豊田雅孝君 手形サイトの最近一番  
長いものは、どの程度というふうに、  
公正取引委員会では聞いておられるん  
ですか。

○政府委員(横田正俊君) 九十日以  
内、大体割引のできるという九十日以  
内のものが非常に多くなつております  
ことは事実でございますが、中には百  
二十日以上のものでまだ残つておりま  
すことは、事実でございます。

○豊田雅孝君 最長のものをどうい  
ふふうに見ておられるかという、百二十  
日以上といひましても、百二十日な  
ら、まあ過去の悪かつた当時から見れ  
ば、大したことはないと言へるかもし  
れぬですが、御承知のごとく業界には  
台風手形、二百十日の手形だとか、あ  
るいはお産手形などといひ、十月十日  
の手形があるなどといわれるものです  
から、そのお産手形や台風手形なら  
ずとも、もつと激しいものがあるんじや  
ないか、そういうものをはつきり言っ  
てもらいたい。

○政府委員(横田正俊君) 時計の工業  
関係で百八十日というものが、公取の調べ  
ました中であつたやうでございます。  
これは改善を命じて、よくなつてお  
るといふことでございまして。なお、御  
承知のよりに、中小企業庁関係で調べ  
ましたものもいろいろございまして、た  
しかその中には相当長いものもまだ若  
干あつたやうに思ひますが、私ども  
の調べましたうちでは、百八十日とい  
うのが非常に長いものでございまして。

○豊田雅孝君 そういふ点を公正取引  
委員会としては至急にお調べをお願い  
したと思ひます。さつきも申し  
ましたやうに、法令違反だとか何とか  
いうものは、不正な取引といふこと  
の判断もつきやすいでありましようけ  
れども、大企業と中小企業の力の相違  
により、非常に大きな取引上のアンバ  
ランス、これこそが大きな一番大きな不  
公正取引なんですから、そういう点に  
ついて、現行どの程度の最長の手形が  
横行しておるのかんといふことは、言  
下に公正取引委員会としてはお答え願  
えるやうにお取調べをお願い、そうして  
適当な機会に、進んで商工委員会に発  
表していただきたいと思ひますのであり  
ます。それは業界ではお産手形だ、ある  
いは台風手形だと言つておられますけ  
れども、これは要するに町の声でありま  
す、必ずしもそれが正しいことであ  
るかどうかわからないだけに、公正取  
引委員会から責任のある手形の最長  
は、どの程度のものか今なお横行して  
いるのか、これを他の機会に商工委員  
会で積極的に進んで御発表願ひたいの  
であります。

それからもう一つ伺いたいと思ひま  
すのは、この密告事件のうち、事態の  
悪化したものについて公表せられた事  
実があるかどうか、私はなまじつか取  
調べしたりするよりも、公正取引委員  
会でござんとして公表せられること  
が、一番支払いを肅正する上において  
効果的だろつと思ひつてありまして、  
そういう点で慎重にせられるというこ  
とも、もちろんわかからぬことはありま  
せんが、その立場はよくわかりますけ  
れども、公表することが、一番手っ取  
り早く肅正する方法であるだけに、こ  
の方法を相当積極的に活用せられるこ  
とが、いんじやないか。そういう意味  
で過去において公表せられたことがあ  
るかどうか、その点をお伺ひいたし  
ます。

○政府委員(横田正俊君) まだ公表し  
た事件は一件もございせんが、先ほ  
ど公取で積極的に調べましたものの中  
に、二件とも結果のあまりかんば  
しくないものがございまして、それ  
から先ほどの密告のありましたやう  
の三件が、未処理になつておりました、  
これが今後の推移によりましては、あ  
るいは公表の段階にまで参るかもしれ  
ないといふふうに考えております。

○豊田雅孝君 最初にお尋ねしました  
電気機械、通信機械等、この電子工業  
に關係の深いものについて公取の方で  
は非常に悪いと言われ、それから通産  
省の方では、これはビック・アップし  
て調査したものでありますするけれど  
も、割によく調べておるという結  
果が出ておるものであります。これに  
対する公取としての御見解はどうであ  
りますか。

○政府委員(横田正俊君) 多少通産省  
の方から出しました資料と、こちらの  
ものとの食い違ひがございまして、よう  
ございまして。私の方で調べましたの  
は、相当小さなものも入つております  
結果、そういうようなお答えをいたし  
ておるのかもしれないが、大体悪い  
と申しております、だれがよくはなつ  
ておりますが、しかし、御承知のよ  
うな景気であるにかかわらず、やはり  
悪いといふことを申し上げられるわけ  
でございまして、実はこの電気機械関  
係につきましては、公取といたしまし  
た当初から、やはり非常にマークして  
見てきております。今後とも、この点  
はそういう方針でもつて特に注意して  
見て参りたいと思ひます。

○豊田雅孝君 ただいま公正取引委員  
会の委員長の方からお聞き取りの通  
りのお答えがあつたわけでありませ  
んが、それによりまして、電気通信関  
係、依然としてやはりこの支払いはよ  
くない、こういう点から見まして、今  
後この電子工業の振興をはかり、そ  
して新規産業の育成強化をはかられ  
ることは、もとよりけつこうであります  
が、同時に、これの下請關係である  
か、そういう方面の育成強化をはから  
ないのでありまして、そういう面から支払  
い遅延の肅正について、監督官庁であ  
る通産省重工業局長としてはどうい  
う決意を持つて今後進めようとするの  
か、その点をお尋ねしておきたいと思  
ひます。

○政府委員(鈴木義雄君) 私どもも電  
子工業の振興のためには、部品工業が  
非常に大事であり、これら中小企業に  
おいて占めております本法案におい  
ても、この部品工業を振興するために  
資金の確保とか、いろいろ専門生産の

熊勢とか、さようなことをとらうと  
思つております。それに対して専門  
メーカーとしての育成を考えておりま  
す、下請の支払いの問題につきまし  
ても、もちろんこれは適正化するよう  
に、監督官庁としてもさらに努力を続  
けていきたいと思ひます。

○委員長(松澤兼人君) ちよつと速記  
をとめて下さい。  
〔速記中止〕

○委員長(松澤兼人君) 速記を始めて  
下さい。

○豊田雅孝君 さらに、造船關係につ  
いて委員長にお尋ねをしておきたいと  
思ひますが、この造船關係につ  
いて運輸省側の説明、報告によりま  
すと、全部支払いは現金になつてきて  
おるといふことでありまして、全然手  
形払い等はないといふことでありま  
す。これは公正取引委員会としては、  
そういうふうに見ておられるか、どう  
か、この点を伺つておきたいと思ひ  
ます。

○政府委員(横田正俊君) 支払いは非  
常によくなつておりますが、ただいま  
御指摘の手形の現金の問題でございま  
すが、公取の調べました關係におきま  
しては、まだ若干手形があるやうで  
ございまして。

○豊田雅孝君 手形のサイトがおわか  
りでしたら、それも伺つておきたいと  
思ひます。

○政府委員(横田正俊君) ここにござ  
います資料によりまして、十二件が手  
形支払いになつておりました、そのうち  
六十日以下が四件、それから九十日  
以下が八件その他は一件出ており  
ますが、最長日数百二十日でございます。

○豊田雅孝君 運輸省からの報告に、るものを見ましても、やはり公正取引委員会とその見方が違ふようでありまして、今後公正取引委員会の方で、先ほど要求しました資料を出してもらいまして、同時に通産省並びに運輸省等関係省に出してもらつて、その食い違つておるところをあらためて質問をいたしたいと考えておりますから、委員長において適当な機会にお取り計らいを願います。

○委員長(松澤兼人君) 横田公取委員長に對する質問でございますか。何か他に用件があらぬようですから、なければ……。

○委員長(松澤兼人君) この際、相馬委員から貿易問題について通産大臣に對し緊急の質問の要望がございまして、この際発言を願います。

○相馬助治君 私はこの際、最近の輸入事情について、特に緊急を要すると思はれます。特に、若干大臣の見解を承わりたいと思つておられます。貿易はもう明らかに俗な言葉で言えれば、商賈なのである、当方の手の内を見せなければならぬ場合もあるし、商賈には適機と、最も適当な方法というものが確保されなければならぬというものは申すまでもないと思つて、従前、輸入については特に穀物の輸入等につきましても、原局であります。農林省側の意向というものと、通産省側の意向等が合致しなかつたために不測の損害をこうむつておられるという、いな事例をまま聞いておられます。しかも、その際いつでも指導的な役割りを果たしてきたのは、農林省なのである、私はこの際あえて質問いたします。

理由は、水田大臣のよりの、非常に、おせじ抜きに実力を持った大臣がこの省に在職中に、特にこの種の問題については、抜本的な一つの先例を作る意味からも、それから通産行政の確立の意味からも、この際御見解を承わつておきたいと、かように念じているわけですが。最近穀物の輸入をめぐつて、種々なる風説といひますか、情報も流れておりますが、私の聞いた範囲内では、農林省が関係者を強く指導いたしまして、ある団体を作り、そこにある種の方法による特殊な方法をもって調整金なるものを集め、これを別途な方法でもって生産者に還元するといふようなふうに伝えられております。で、もしもこういふことがかりに許されることとするならば、そういうこの種の調整金が、畑作改良補助金として出されることの可否は別といたしまして、この通産行政を守るといふ角度からいたしますと、きわめて財政法上からも私は問題がかも出されると、こゝろいろいろに考えるわけですが、しかも、農林省が指導していた全購運の汚職の事実というものは、非常に大きなこの際教訓でもあらうとかように考へておられます。この種の問題に關して、通産当局の責任者であります大臣は、原則的に、以上のような私の見解について、いかなる所見をお持ちであるか、まず承わつておきたいと思つておられます。

○國務大臣(水田三喜男君) 雑豆の輸入について、ただいまのようなお話で、私どもの方でも聞いておられます。で、調整金を取つて、その金を関係者に還元するといふ方法はどうかといふような話は、農林省の方からあつた

というお話は聞いておりますが、しかし、これは非常に問題でございまして、やはり通商政策上、特にそういう調整金の考えが必要だとかりに言う場合がありましたら、それはやはり國費の収入になるべきものであつて、もつて、農林省の収入のいふらんな助成金とか補助金が出したかつたら、やはり國の予算によつてそれを補つてあげるので、こゝろを混濁することが、國の財政上非常に問題を引き起こすことになり、私どもとしては、そういう方法には賛成いたしません。従つて、これにかかわる合理的な方法を関係当局で考へるよう、私、事務当局にも申しまして、ただいまこれを関係者の間で検討させ、折衝させておる最中でございます。

○相馬助治君 ただいま私の質問に對する御答弁のその範囲に限られたら、ちにおいては、もう全く私も同感でございます。水田通産大臣の見解は非常にかつたところだと思つておられます。名目はどうあろうとも、特殊な団体が金を集めて、そうしてそれを寄付形式でどこかの方向にこれを還元し、ないしは寄付行為でどこかにこれを寄付するといふようなことは、非常に問題を複雑にするばかりでなくて、汚職疑獄のものにもなるというところは、明瞭でして、かりに調整金形式のものも吸い上げられる場合においても、明らかに國の予算にこれを組み入れて、一般予算の形からこれを還元して、こゝろいろいろ形を確保したいといふ大臣のお説には全く同感であり、また、そのようにしていただくことを強く期待しておられます。そこで、それには反対であるが、農林省自体として最も適法に善処すべ

く案を練つておられる、かようなこととございまして、これは、そういう案が外部へ漏れ、ないしは公表された場合には、私が前段に申しましたように、通商上の方が損害をこうむるというところもあり得るのでありますから、こゝろでもこれを具体的にその方法をいふ点については、ただいまも大臣に示せと私は強調するわけではありませんが、もし、差しつかえなかつたならば、その具体案の片りんをお示し願うかどうか、これについての御見解を一つ承わつておきたい。

○國務大臣(水田三喜男君) 調整金の考え方は、今の雑豆の場合を見ましても、ガットとの関係とか、そういうふうないろいろなものを生じやすい問題でございまして、その辺は支障のないようにやりたい。そのためには、従来もこの種の問題で相当いろいろ取り扱つた経験もございまして、それによつて支障のないように、しかも、これは時期を必要としますので、急速にやりたいと思つておられます。その方式は近く関係省の間で一応きまるのじゃないかと思つておられます。

○相馬助治君 大臣の方から今ガットの問題が出ましたが、四月二十四日の各新聞の報告するところによりまして、近く開かれるガットの委員会において、わが國としては欧州共同市場条約がガットに觸れる点が少くない点を指摘して、条約を検討するために、早急に臨時総会を開けと強く要求する方針を政府が立てたと伝えられております。これは戦後非常に貿易上、条約の面においては國交が回復しなかつたりあるいは複雑な情勢下において、わが國が損失をこうむつていた事実にかんがみて、ガットに對して、こゝろいふこ

とを強く要求するといふことは、まことに事宜を得たものだと思はれますが、同時に人様にこゝろいふことを、人様にとりより、外国に向つてこゝろいふことを強く要求するからには、みずからやはりガット違反のごとき事例を起してはならぬのであつて、そういう点については、ただいまも大臣は、そのような違反事項は起したくないといふ意味の答弁と承わりますが、その点の一つそのような危険のないように善処されたいと希望します。

岸首相は経済外交を強力に推し進めるのが、岸内閣の基本的政策である、こゝろいふふうに申しておるのでございするから、特にこのガット問題については慎重を期して、真に経済外交が行われるような方向に持つていってほしいと思つておられます。

それから、具体的なことは近く各省間においてきまる、こゝろいふことでありますが、それが一つ問題なのであつて、各省間においてはきまるという場合に、財政の面からは大蔵省が強く主張し、それから数量その他の面においては原局である農林省が強くこれを主張し、常に通産行政が板ばさみになつて苦難しておるというように言われている。この衝に當る担当官吏の中でも、非常に困難性を訴えて、この問題については、最初に私が申し上げましたように、一つ水田大臣といいたしからは、通産行政を確立する意味合いから、指導的にこの問題については適期をはずさないように、こゝろいふこと、その方法が外交上にも、国内の通商上も、問題を起さないように進めていただきたい、かように考えますが、これに對する自信は當

とを強く要求するといふことは、まことに事宜を得たものだと思はれますが、同時に人様にこゝろいふことを、人様にとりより、外国に向つてこゝろいふことを強く要求するからには、みずからやはりガット違反のごとき事例を起してはならぬのであつて、そういう点については、ただいまも大臣は、そのような違反事項は起したくないといふ意味の答弁と承わりますが、その点の一つそのような危険のないように善処されたいと希望します。

とを強く要求するといふことは、まことに事宜を得たものだと思はれますが、同時に人様にこゝろいふことを、人様にとりより、外国に向つてこゝろいふことを強く要求するからには、みずからやはりガット違反のごとき事例を起してはならぬのであつて、そういう点については、ただいまも大臣は、そのような違反事項は起したくないといふ意味の答弁と承わりますが、その点の一つそのような危険のないように善処されたいと希望します。



然おありだと思ひますが、念のため御見解を承わつておきたいと思ひます。

○**國務大臣(水田三喜男君)** 板ばさみになることが、実に多くて弱つておられますが、しかし、こゝろいろいろ種類の問題は、やはり通産省の通産政策としてやはり一貫したものを持つて、その線に沿つたことだけをわれわれとしてはどこまでも推進してやるという態度を持たなければ、なかなかむずかしい問題が今たくさんございまして、私どもは部内とも相談して、これが正しいのだという線だけは、どこまでも各省を説得して実現していこうという態度でやつておられますので、この問題もさういう方向で片づけたいと思つております。

○**相馬助治君** この問題に連関して、ジエトロについて二、三見解をただしおきたいと思ひますが、財団法人の海外貿易振興会、俗に言われるジエトロといふものは、本来海外市場の調査、研究その他貿易業務の円滑なるあつせん、こゝろいろいろを自途として年周十二億のうちの八億を政府補助金によつてまかなつておられるように聞いておりますが、かつてこのジエトロがバナナを取扱つて非常ないろいろの風評を立てられたことを大臣御存じだと思ひます。バナナ、レモンでもって当時農林省の某大官が巨額の利益を占めて、これが問題になつた、そのバナナを今度は通産省がその処置を引き受けて、これをジエトロにゆだね、ジエトロがこれを取扱つてもうまくいかずに、現在のようにこれを特定物資に下してき、こゝろいろいろを聞いておられるわけですが、私はこれはジエトロにこの種の

ものをやらせることが悪いといふのじやなくて、今のジエトロの実力をもつてしては、事務量の面からいっても、また、その法人格の立場からいっても、あるいは差益金を取り扱ひ、あるいは雑豆、この種の膨大な事務量を含む貿易業務を通産省から肩がわりして取扱うということが、ジエトロの性格からして、私は無理であると考えられる。むしろ、これはこの際ジエトロといふものを強化、発展せしめて、こゝろこれが有機的に、しかも効率的に動かすように、通産大臣としては指導していきべきではないか、要するに現在のジエトロをもつてしては、あまり過大の期待を通産省はこれに託することは危険ではないか、かように考えますが、通産大臣の御見解はどうでございませうか。

○**國務大臣(水田三喜男君)** 私としては、お説の通り、海外貿易振興会はもつと拡大して強いものにしたいたと考えています。御承知の通り政府の金と民間の金でこの活動をまかなつておられますので、さういふ民間から金を出させるといふような面、今のところは大体手一ぱいで、今の状態の活動をやつておられますが、今後これはもつと拡大、強化したい、こゝろいろいろ方針はお説の通りでございませう。

○**阿部竹松君** 関連して、相馬委員の発言に、大臣の答弁がちょっと具体性がないやうな気がするのですが、端的にお伺ひするので、初めこの問題は農林当局で計画をして、さうしてそれが今度は通産省でおやりになる、こゝろいろいろことなんですか、輸入について。

○**説明員(種詰誠明君)** 外貨の割当につきましては、閣僚審議会で定められた範囲内におきまして、そしてどういふふうな割当であるかといふことは、閣僚審議会から通産大臣に委任されておられますので、外貨割当をどうするかといふことは、これは通産大臣の専管事項といふことになっております。

ただ、当該物資の所管大臣に對しまして、一応外貨の割当について協議するといふ定めになっておりますので、さういふ時期に、どれだけの数量を、どういふふうなやれば、国内の関連物資の割合、その他から見ても適切であるかといふことにつきましては、これは通産政策、産業政策との調整ということもはからなければなりませんので、十分主管大臣の御意見等伺つた上で、さうして通産大臣の責任で決定する、こゝろいろいろ格好になっております。

○**阿部竹松君** 私の質問はもう少し具体的なものです。たとえば一例をあげると、ビルマから雑豆なら雑豆が日本に入つてくる。それを農林当局で計画して、そして相当金額に差があるから、その差額を北海道の農民に還元してやるとか、あるいはどう利用させるか、こゝろいろいろ計画を立ておつたが、その問題が今度通産当局に宿がえした。こゝろいろいろ話を若干聞いたのですが、さういふことは全然ないのであるか。

○**説明員(種詰誠明君)** 今の御質問の宿がえといふ意味が、私よくわからなないのでございませうが、雑豆なら雑豆、これは元来平年作であれば、あまり入る必要がないといつたやうな種類のものではあります。二十九年程度あたりは三十年程度の三分の一程度しか輸入しなかつた。三十年度は二十九年程度の約三倍程度入れたのでございませうが、三十一年度は非常に国内産が不作だつたといつたやうなことから、さらに相当数量入れておる。これがもし国内の豆も相当不作、あるいは平年作であるといふことならば、輸入といふものもあまりしなくていいといつたやうなことで、平年作であれば大体入れなかつた。昨年はたまたま非常に不足だつたといふことのために相当入れた。しかも、国内が不作であるといふことのために、輸入価格と国内価格の間に非常に差ができたといつたやうな問題が事実生じまして、輸入数量や割当方法、その他について各方面から意見が出た。われわれとしては仕方がないので、現在特別外貨割当制度といふのがございませうので、それで三十一年度は処理したわけでございます。その三十一年度のあとを受けまして、本年度も相当数量不足するのではないかと、現に国内の雑豆の価格の市価も相当高くなつておるといふことで、どうしてもある程度の数量を入れなければならぬといふことで、どの程度入れられるかといふことで、まず数量の問題が通産、農林の両省の間で討議せられたわけでありませう。食糧関係と申しますのは、輸入を入れ過ぎると暴落する。少し数量を少しぼると暴騰するといふ、非常に複雑な関係がございませうので、そこで、農林省の方で国内産業にも比較的迷惑をかけるに、しかも、消費者の方にもあまり不当の価格で売りつけないといふことのために、さういふ調整金でも取るというところを、そのかわり数量に制限はつけないといつた案を考へ出してきて、こゝろいろいろ方法をどうだと

なかつた。三十年度は二十九年程度の約三倍程度入れたのでございませうが、三十一年度は非常に国内産が不作だつたといつたやうなことから、さらに相当数量入れておる。これがもし国内の豆も相当不作、あるいは平年作であるといふことならば、輸入といふものもあまりしなくていいといつたやうなことで、平年作であれば大体入れなかつた。昨年はたまたま非常に不足だつたといふことのために相当入れた。しかも、国内が不作であるといふことのために、輸入価格と国内価格の間に非常に差ができたといつたやうな問題が事実生じまして、輸入数量や割当方法、その他について各方面から意見が出た。われわれとしては仕方がないので、現在特別外貨割当制度といふのがございませうので、それで三十一年度は処理したわけでございます。その三十一年度のあとを受けまして、本年度も相当数量不足するのではないかと、現に国内の雑豆の価格の市価も相当高くなつておるといふことで、どうしてもある程度の数量を入れなければならぬといふことで、どの程度入れられるかといふことで、まず数量の問題が通産、農林の両省の間で討議せられたわけでありませう。食糧関係と申しますのは、輸入を入れ過ぎると暴落する。少し数量を少しぼると暴騰するといふ、非常に複雑な関係がございませうので、そこで、農林省の方で国内産業にも比較的迷惑をかけるに、しかも、消費者の方にもあまり不当の価格で売りつけないといふことのために、さういふ調整金でも取るというところを、そのかわり数量に制限はつけないといつた案を考へ出してきて、こゝろいろいろ方法をどうだと

いつた相談を受けておられるのが事実でございませうが、ただ、私ども通産省の考え方といたしましては、雑豆のやうな一般庶民の食前に直接供せられるといつたものは、できるだけ安く供給すべきではないか、さういふ点から国内産に不足があるというならば、できるだけたくさん入れようといふことで、それから輸入価格よりも、国内価格がはね上るといふことのないやうにすべきだ、こゝろいろいろに通産省として考へております。従つて調整金を取つて、さうして高いものを押しつけるという制度が、果していいかどうかといふことにつきましては、これは根本的に相当問題があるのではないかと、ただ、食糧の主管省である農林省の方で、ある程度の価格であれば、国内産の比較その他から見ても相当割安になるし、決して消費者に御迷惑はかけないのだといふことで、はつきりそこを踏み切られて考へられておるといふのであれば、あるいはさういふこともやむを得ないのじやないか、こゝろ考へておられますが、かりにさういふ場合にも、さういつた集つた金といふものも、さういつた集つた金といふものを、どう使うかといふことは、問題は別じやなからうか。これは国内産保護といたつたやうな観点と、それから消費者にできるだけ安く供給したいという要請、その二つをからみながら、しかも相手国の相当興味を持つておる主要輸出品といふもの、ある程度までとめて買うといふ場合の通商政策上の効果といふこともあわせ考へなければならぬといふので、それをたまたま数量制限をせざるを得なかつたといふことで、こゝろいろいろ調整金を取るというのならば、これは国全体のいろいろな政策の

いつた相談を受けておられるのが事実でございませうが、ただ、私ども通産省の考え方といたしましては、雑豆のやうな一般庶民の食前に直接供せられるといつたものは、できるだけ安く供給すべきではないか、さういふ点から国内産に不足があるというならば、できるだけたくさん入れようといふことで、それから輸入価格よりも、国内価格がはね上るといふことのないやうにすべきだ、こゝろいろいろに通産省として考へております。従つて調整金を取つて、さうして高いものを押しつけるという制度が、果していいかどうかといふことにつきましては、これは根本的に相当問題があるのではないかと、ただ、食糧の主管省である農林省の方で、ある程度の価格であれば、国内産の比較その他から見ても相当割安になるし、決して消費者に御迷惑はかけないのだといふことで、はつきりそこを踏み切られて考へられておるといふのであれば、あるいはさういふこともやむを得ないのじやないか、こゝろ考へておられますが、かりにさういふ場合にも、さういつた集つた金といふものも、さういつた集つた金といふものを、どう使うかといふことは、問題は別じやなからうか。これは国内産保護といたつたやうな観点と、それから消費者にできるだけ安く供給したいという要請、その二つをからみながら、しかも相手国の相当興味を持つておる主要輸出品といふもの、ある程度までとめて買うといふ場合の通商政策上の効果といふこともあわせ考へなければならぬといふので、それをたまたま数量制限をせざるを得なかつたといふことで、こゝろいろいろ調整金を取るというのならば、これは国全体のいろいろな政策の

総合した結果、そうせざるを得なかつたという事に対して、それから出る利益というものは、当然全国民のひとしく共有すべきものじやなからうか、こゝういふに考へておられますがゆゑに、それをすぐ関係の業界に還元するといふことについて、にわかには賛成しがたい。しかし、もしそゝういふことでやむを得ないといふのであれば、どういふ事態に対処するに適切な方法であるかといふことについて、今大臣からも申し上げましたように、関係各省の間で一番いい案を見出そうといふこと

で、検討しておるのでございますが、御承知のように、非常にやり方いかん等によつて、デリケートな問題を起しますので、できるだけすみやかに具體的結論を得たいと思つておりますが、じゃ、どういふふうに通産省としてはやるつもりかといふことにつきましても、もう少し固まるまで、ちよつと控へさせていただきます、そゝういふふう

に考へるわけでありませう。○阿部竹松君 相馬委員が、まだ質問が残つておるようですから、簡単にもう一点だけお聞きしますが、北海道へ持つていくため、農林省が計画か、草案の途中だったか、私よく聞いておりました。それまで知りました。豆が何トンでどなるか、それまで知りませんけれども、とにかく金額にして一億円である、ビルマで一億三千円の豆が、これは船賃もかかりますし、日荷揚貨もかかりますし、しかし、日本に持つてきた場合は四千五百円、あ

るいは四千八百円で販売されるのだ、その差額をもつて、合計が一億円になつたのです。それを通産省でやると

いふ話を若干聞いたものですから、皆さん方もお聞きの通り現在あるいは省で、大か小かわかりませんけれども、汚職のないのは最高裁判所だけだ、こゝういふふうの口の悪いのが言つておるので、非常に心配しておるのですが、しかし、そゝういふことは一切ない、これが行政官庁として正しいといふことであれば、これは私の申し上げるのは杞憂になつてしまつて、非常にけつこ

うなんです、そのあたり大臣の、そゝういふことは毛頭ないといふ自信を持つた御答弁を一つ得ておきたいと思

います。○國務大臣(水田三喜男君) そゝういふ余地のない方法でやりたいといふので、今検討しておりますので、これはそゝういふことはないよゝうにいたしま

す。○相馬助治君 大臣並びに樋詰次長の答弁ではば明らかになつたわけで、特に今の樋詰次長の答弁を聞いて、私は納得がいくのですが、とにかく生活必需品であります雑豆に対して、調整金であれ、あるいは差益金であれ、これを徴収するといふことは、明らかにそれだけの分値上りになるのであつて、他の方法によつてプレミアムがつくと

にするつもりなんだか、今どこまで話が進んでおるのか、こゝういふ具體的なことは、私はお尋ねいたしませんけれども、しかし、要するに差益金あるいは調整金、こゝういふものを吸ひ上げてそゝうしてこれを、特に団体等にまかせるといふことは、もう危険の上なものである、かつジェットロの実力からい

つても、今のジェットロの實力からいつても、かなり問題が残されていると考へますし、外交的な観点から申し上げま

しても、國際貿易の関連の条約の違反の問題からいたしましても、この点は非常に微妙で、かつ重大な問題だと、こゝういふよゝうに私は考へるわけ

です。そこで私は最後に、大臣に要望したいと思ひますことは、ともかくビルマの雨期は六月からと伝えられておる、もう非常に迫つておる、この適期をはずすならば、国内価格は逐次暴騰しつゝありますけれども、これに拍車をかけることにもなる。しかもまた、一部あまりにうがった説であつて、耳を傾けるべきものではないかもしれないけれども、実は農林省と通産省の方

があれこれ議論をしていて、輸入が不可能になることをねらつておる人々もある。具體的に言うならば、大手筋の業者がかなりの雑豆を手持ち保有して、輸入が不能になつたところ

で、恣意的に値段を釣り上げて、巨額の金をもつてけうとして虎視眈眈と

して居る。むしろ、輸入がされないと

ことを期待している向きもあると伝えられております。この事の実情のほどは私わかりませんけれども、要しますに、この問題については、どうか諸般の事情を考へられて、この際水田通産大臣の御見識において、國の通商行政

○委員長(松澤兼人君) 次に、特需産業の安定に關する件について、やはり参考人を呼んで実態を調査し、対策を考へたいと存じますが、御異議ございませんか。○國務大臣(水田三喜男君) お説の通り、いろいろのおそれもございませぬので、時期を失しないよゝうに、なるべく早く方式をきめて、時期はずれにならんよゝうに善処したいと思ひます。

○委員長(松澤兼人君) ちよつと速記をとめて。○委員長(松澤兼人君) 速記を始めて下さい。○委員長(松澤兼人君) 御異議なければ、さよふ決定いたします。

○委員長(松澤兼人君) 御異議なければ、さよふ決定いたします。○委員長(松澤兼人君) さよふ決定いたします。

○委員長(松澤兼人君) さよふ決定いたします。○委員長(松澤兼人君) さよふ決定いたします。○委員長(松澤兼人君) さよふ決定いたします。

昭和三十三年四月三十日印刷

昭和三十三年五月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局